

第7回

東海村公共下水道事業審議会

平成30年 2月16日

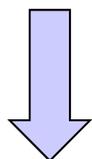
東海村建設農政部下水道課

報告第1号

水戸・勝田都市計画決定(下水道) の変更について

■平成28年度■

生活排水ベストプランの策定。



……東海村における今後の下水道整備方針を定める。

■平成29年10月■

下水道全体計画 及び 事業計画の変更を進める。

その中で、県との協議の結果、上位計画にあたる

都市計画決定(下水道)の変更 を指示される。

なぜ **県決定の都市計画決定(下水道)の変更** が必要なのか？

他市町村の汚水を受け入れている場合、都市計画決定の変更を県に届出なければならない。東海村の場合は笠松運動公園(ひたちなか市、那珂市)が該当施設である。

【今後の **都市計画決定(下水道)** までの手順】

■平成30年9月■

県都市計画決定審議会

……東海村が申請する都市計画決定(下水道)を審議します。

■平成31年1月■

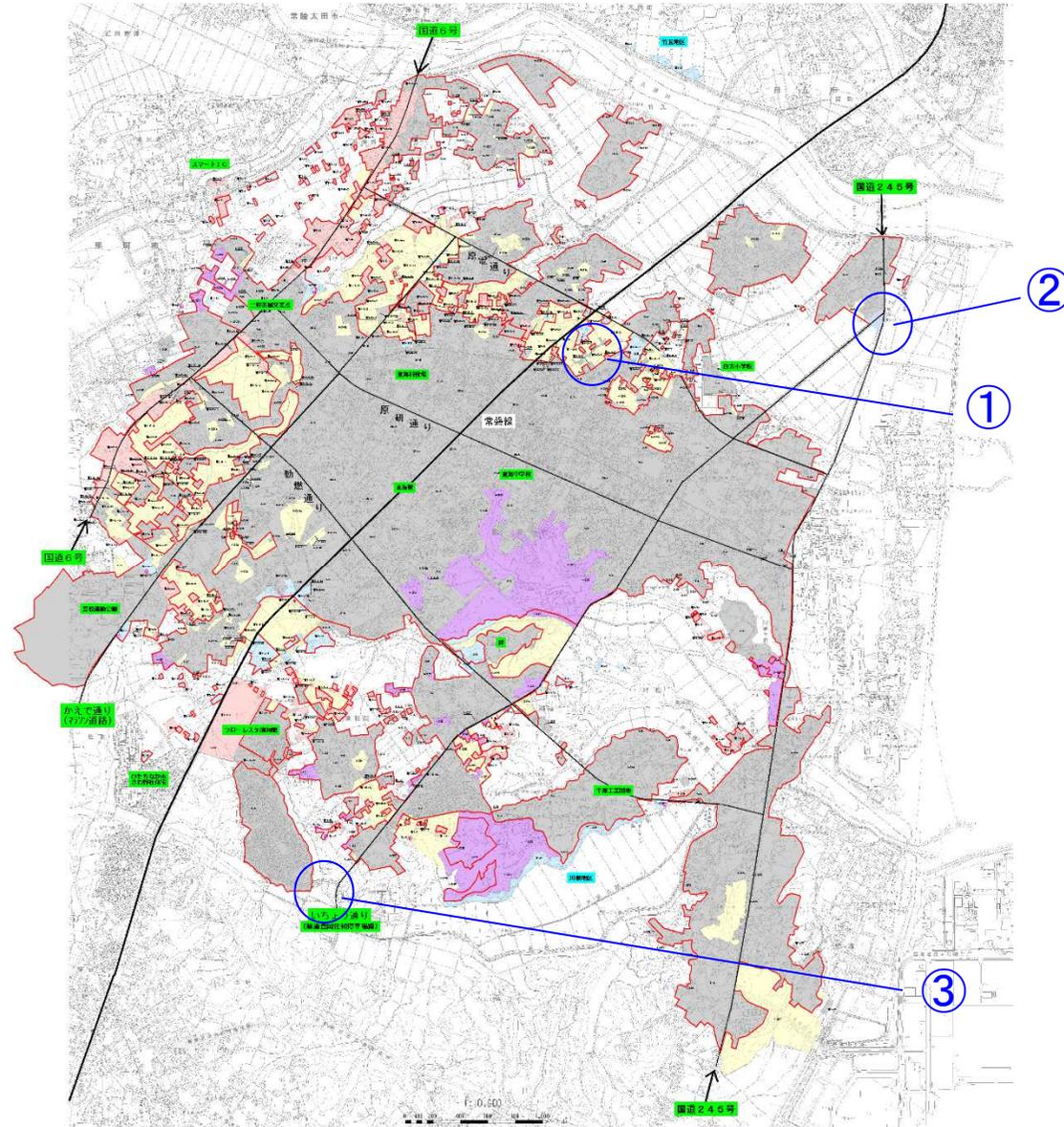
下水道全体計画 及び 事業計画の変更手続きの完了予定。

⇒ これらの行為完了後、汚水処理の10年概成を目標に、
経済的・効率的な下水道整備の推進を行っていきます。

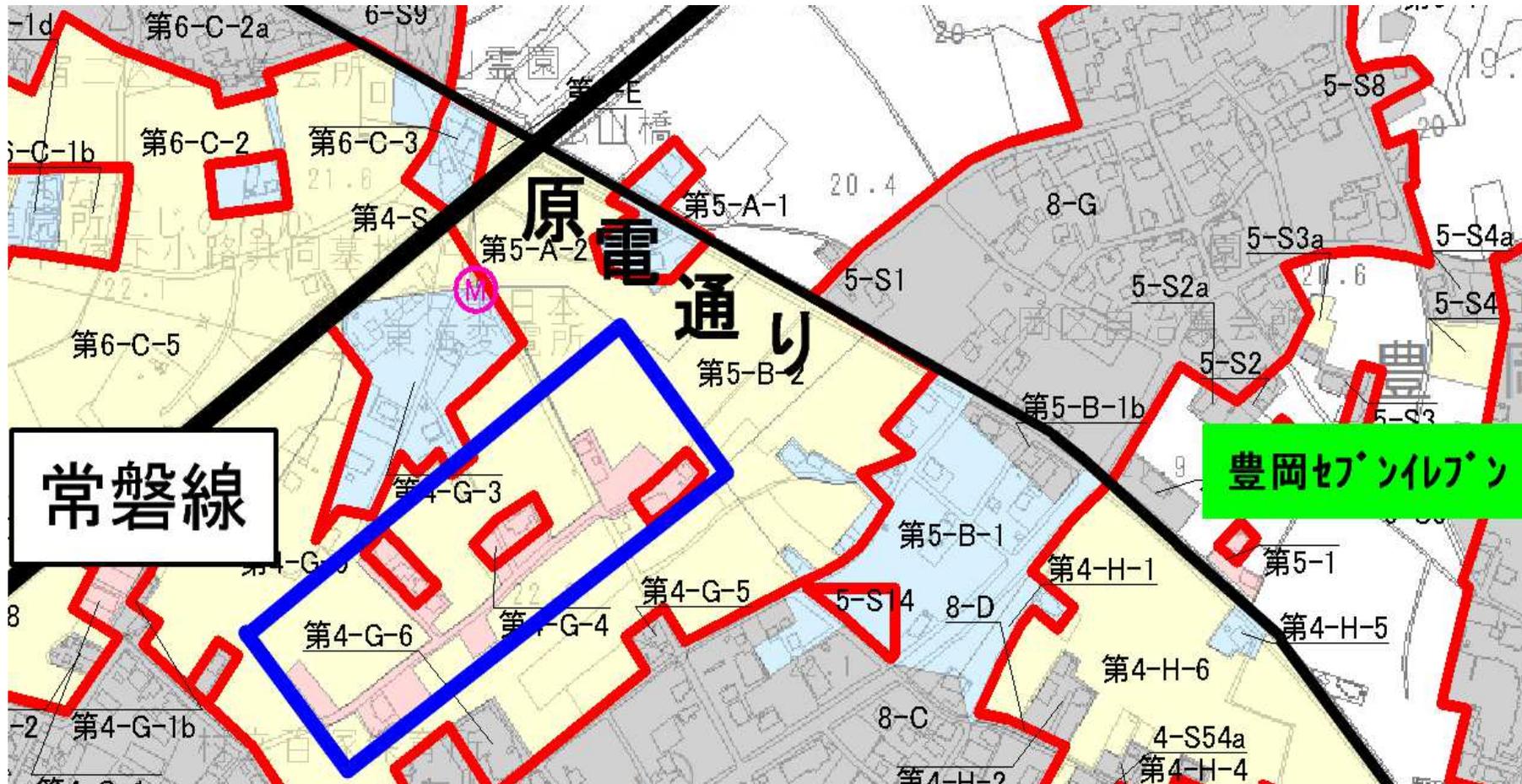
東海村汚水処理計画の見直し

凡例

	: マンホールポンプ
	: 集合処理区域 (下水道にて処理)
	: 個別処理区域 (合併浄化槽にて処理)
	: 先取り区域 (下水道にて処理)
	: 削除候補区域 (合併浄化槽にて処理)
	: 下水道整備済区域
	: 事業計画区域



見直し区域の詳細位置 ①



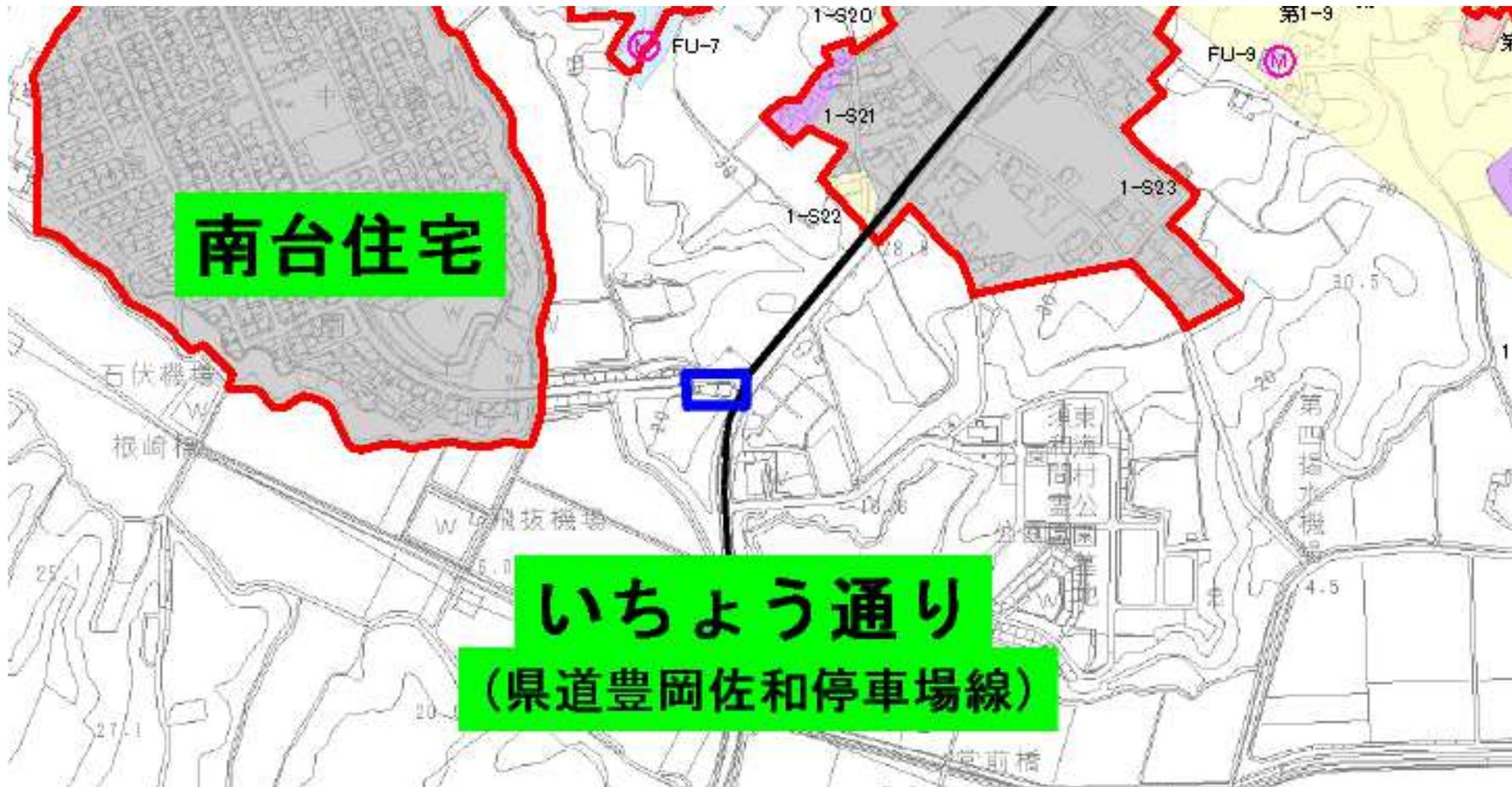
⇒ 現地確認の結果、この地域が接続しようとしていた下水管の埋設深さが浅いことが判明し、接続予定箇所の勾配が確保できない。

見直し区域の詳細位置 ②



⇒ 国道245号線の拡幅工事に合わせて下水道工事を行う予定でしたが、常陸大宮土木事務所との協議の結果、道路の横断工事が不可となった。

見直し区域の詳細位置 ③



⇒ 前面道路に圧送管が整備済みではあるが、隣接宅地の地形が低く、圧送管への接続は不可能である。

報告第2号

合併処理浄化槽補助事業経過報告

■平成29年4月■

事業内容チラシを個別配布しPR活動を実施。



【設置促進事業】

88世帯

東海村合併処理浄化槽 設置促進補助事業

合併処理浄化槽の設置に伴う住民負担を軽減し、生活環境（臭気、騒音、美観等）による水質汚濁の発生を抑制するため、合併処理浄化槽本体の設置に定額補助金を交付する。

設置促進補助事業 補助金

合併処理浄化槽本体の設置に定額補助金を交付し、残額を住民負担とする。補助金の交付は、申請書が承認された後に行われる。

- ◆一階住宅、新築申請（新築部分1階以上）を対象とする。
- ◆申請は、申請書と申請書1枚を提出する。
- ◆10人以上の世帯は、10人限りの補助金を交付する。

人数	実行補助額	追加補助額	補助金（合計）
5人	332,000円	422,000円	754,000円/基
7人	414,000円	525,000円	939,000円/基
10人	548,000円	690,000円	1,238,000円/基

合併処理浄化槽 設置促進補助事業の補助対象となるかご確認ください。

合併処理浄化槽区域内ですか？

現在、トイレの排水処理は、合併処理浄化槽ですか？

申請住宅ですか？

又は、既存住宅に「新築部分1階以上」ですか？

補助金申請時に、合併処理浄化槽の工事を予定していますか？

工事の完了は、補助金を交付することができます。

申請書の提出は、申請書の提出が必要となります。

申請書の提出は、申請書の提出が必要となります。

申請書の提出は、申請書の提出が必要となります。

申請書の提出は、申請書の提出が必要となります。

申請書の提出は、申請書の提出が必要となります。

申請書の提出は、申請書の提出が必要となります。

申請書の提出は、申請書の提出が必要となります。

申請書の提出は、申請書の提出が必要となります。

【維持管理事業】

127世帯

東海村合併処理浄化槽 維持管理事業補助金

生活環境による合併処理浄化槽の劣化を抑制し、浄化槽の正常な運転を確保するため、合併処理浄化槽本体の維持管理に定額補助金を交付する。

維持管理事業補助金

合併処理浄化槽本体の維持管理に定額補助金を交付し、残額を住民負担とする。補助金の交付は、申請書が承認された後に行われる。

- ◆浄化槽本体の維持管理（清掃・点検）を実施している必要があります。
- ◆一階住宅、新築申請（新築部分1階以上）を対象とする。
- ◆平成28年度から維持管理費を行っている場合、平成29年度の補助金交付対象となります。

人数	補助金	人数	補助金
5人	20,100円/年	8人	30,400円/年
6人	23,600円/年	9人	32,700円/年
7人	27,100円/年	10人	36,100円/年

合併処理浄化槽 維持管理事業補助金の補助対象となるかご確認ください。

合併処理浄化槽区域内ですか？

[現在下水処理が実施されていないと見込まれている地域]ですか？

申請住宅ですか？

又は、既存住宅に「新築部分1階以上」ですか？

清掃・点検（清掃の回数）の記録を提出していますか？

浄化槽の清掃は、申請書の提出が必要となります。

浄化槽の清掃は、申請書の提出が必要となります。

浄化槽の清掃は、申請書の提出が必要となります。

浄化槽の清掃は、申請書の提出が必要となります。

浄化槽の清掃は、申請書の提出が必要となります。

浄化槽の清掃は、申請書の提出が必要となります。

浄化槽の清掃は、申請書の提出が必要となります。

浄化槽の清掃は、申請書の提出が必要となります。

平成29年4月10日号 広報とうかいへも掲載し 事業内容を周知。



合併処理浄化槽の設置費(追加)、維持・管理費を補助します

村では、平成28年度に汚水処理計画を見直し、合併処理浄化槽区域(下水道整備を行わない区域)を設定しました。それに伴い、合併処理浄化槽の設置と、維持・管理に伴う経済的負担を軽減するため、4月から合併処理浄化槽区域の方を対象に、設置費と維持・管理費を補助します。なお、対象区域については不明な場合は、詳細な場所を確認するため、下水道課窓口へお越しください。

①単独処理浄化槽・くみ取りの世帯の方

単独処理浄化槽・くみ取りから合併処理浄化槽へ転換する場合、**現行補助に追加して合併処理浄化槽本体の設置工事を補助**します。

対象▽専用住宅(店舗併用の場合は、居住部分の床面積が2分の1以上)▽平成30年3月9日(金)までに村の完了検査を受けられる(平成29年度申請分)——を満了する方 ※合併処理浄化槽区域に新築する方は、現行補助のみ対象となります。

5人	銀行3379,000円+追加42792,000円 =合計46,171,000円
7人	銀行4174,000円+追加52795,000円 =合計56,969,000円
10人	銀行5478,000円+追加69797,000円 =合計75,275,000円

②すでに合併処理浄化槽を設置している方

合併処理浄化槽の維持・管理費用の一部を補助します。ただし、法律に定められた保守点検・清掃・法定検査を適切に行っている方に限りです。

対象▽専用住宅(店舗併用の場合は、居住部分の床面積が2分の1以上)▽浄化槽一括契約(保守点検・清掃・法定検査)を締結している——を満了する方

5人	2万100円	8人	3万400円
6人	2万3,600円	9人	3万2,700円
7人	2万7,100円	10人	3万6,100円

申し込み・問い合わせ

①を希望する場合は12月22日(金)まで、②を希望する場合は一括契約締結後2か月以内(すでに契約を締結している場合は5月31日(水)まで)に、合併処理浄化槽の名称またはその家族が下水道課管理・業務担当(夜間課会棟1階 ☎282-1711 内線1192)へお越しください。合併処理浄化槽の設置場所や大きさ等を確認後、申請書を受け付けます。※①は必ず工事費工前に申請してください。



■平成29年5月～■

補助金申請の受付を開始。

【設置促進事業】随時，完了検査及び補助金の交付。

■平成29年10月 補正予算■

【設置促進事業】当初見込んでいた7基を上回り，
年度内に設置を希望する2基分を増額補正。

■平成29年12月・平成30年1月■

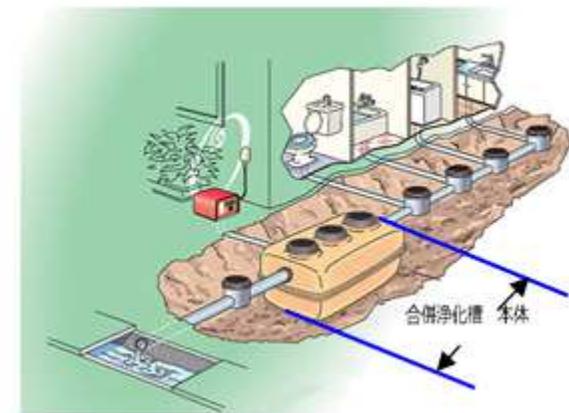
【設置促進事業】平成30年度設置希望者への電話連絡(意向確認の実施)
浄化槽設置業者への聞き取り(設置希望者の把握)

■平成30年2月・3月■

【維持管理事業】実績報告(領収書等の提出)の受付及び補助金の交付。

～合併処理浄化槽設置促進事業～

人槽	現行補助額	追加補助額	補助金（合計）
5人槽	332,000円	422,000円	754,000円／基
7人槽	414,000円	525,000円	939,000円／基
10人槽	548,000円	690,000円	1,238,000円／基



合併処理浄化槽対象区域内の状況

単独処理浄化槽・汲み取り世帯の合併処理浄化槽への切り替え 意向調査結果

【 平成29年度 制度開始 】

種別	地区	3年以内	10年以内	改築・故障時	意思なし	側溝がなく設置できない	高齢で設置できない	金銭面において設置が難しい	検討対象外(空き家等)	不在等で未回答	合計
単独処理 浄化槽 ・汲み取り	竹瓦	4	0	0	0	0	1	0	0	1	6
	川根	3	12	2	1	0	5	4	2	2	31
	その他	16	18	7	1	3	6	0	8	2	61
合計		23	30	9	2	3	12	4	10	5	98

対象数 88

(総数△対象外)

前述の見直し区域を含め、

空き家等を除き、**88世帯**を合併処理浄化槽設置促進事業の対象としました。

平成29年4月1日より補助事業がスタートしています。

今後の合併処理浄化槽設置促進補助

【平成30年度以降の補助金対象件数】

種別	地区	3年以内	10年以内	改築・故障時	意思なし	側溝がなく設置できない	高齢で設置できない	金銭面において設置が難しい	検討対象外(空き家等)	不在等で未回答	合計
単独処理 浄化槽 ・汲み取り	竹瓦	3	0	0	0	0	1	0	0	0	4
	川根	2	12	3	1	0	6	4	3	0	31
	その他	10	16	7	1	3	6	0	8	0	51
合計		15	28	10	2	3	13	4	11	0	86

※その他地区において、建物の除去が2件。(10年以内と不在等で未回答をそれぞれ減)

H30年度以降 対象数 **75**

※その他地区において、単独処理浄化槽→実際は合併処理浄化槽設置済み。(不在等で未回答を減)

(総数△対象外△転換・除去)

不在により意向調査ができなかった世帯に対して、平成29年度中に面会等を実施し、説明を行いました。

平成30年度以降は**75世帯**に対し**合併処理浄化槽の設置促進**を図っていきます。

～合併処理浄化槽維持管理事業～

人槽	補助金額
5 人槽	20,100円/年
6 人槽	23,600円/年
7 人槽	27,100円/年
8 人槽	30,400円/年
9 人槽	32,700円/年
10人槽	36,100円/年



合併処理浄化槽維持管理補助

人槽	補助対象件数		
	対象数	申請数	割合
5人槽	53基	34基	64.1%
6人槽	5基	1基	20.0%
7人槽	54基	27基	50.0%
8人槽	5基	1基	20.0%
9人槽	1基	0基	0.0%
10人槽	11基	7基	63.6%
合計	129基	70基	54.2%

※平成29年度に合併処理浄化槽へ転換した9基のうち2基(7人槽)が、平成29年度から補助対象の要件に該当。

平成29年度制度開始時127基

平成29年度合併処理浄化槽へ転換9基

平成30年度以降は、**136世帯**に対し
**合併処理浄化槽の維持管理補助の
 周知・促進を図っていきます。**